2015 年 4 月

お客様　各位

労働金庫連合会

団体向けインターネットバンキングに係る
預金の不正な払戻し被害の補償について

労働金庫連合会は、お客さまに安心して団体向けインターネットバンキングをご利用いただくため、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」において不正払戻し被害に遭われたお客様に対し、下記のとおり補償を開始いたします。

記

１．補償の対象となるお客さま

当連合会の「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」をご利用されている団体のお客さま

２．補償開始日

2015 年 6 月 1 日（月）

※ 補償開始日以降に発生した不正払戻し被害が対象となります。

３．補償の対象

第三者が、お客さまのログインＩＤ・ログインパスワード・確認用パスワード・各種暗証番号等を盗用して、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」を不正に使用したことによるお客さまの預金口座からの払戻し被害

４．補償限度額

１事故あたり 1,000 万円を上限とします。

※ お客さまのセキュリティ対策実施状況等により、補償の対象外または補償額が減額となる場合もございますので、個別の事案ごとにお客さまのお話を伺ったうえで、対応させていただきます。詳細は、別紙「被害補償の対象外または補償額が減額となりうる主な場合」をご確認ください。

５．被害に遭われた場合

「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」の不正な払戻しにお気づきの際は、直ちに当連合会までご連絡ください。

※ 被害発生日の翌日から 30 日以内に当連合会へお届けいただく必要があります。

以上

【別紙】

2015 年 4 月

お客様　各位

労働金庫連合会

被害補償の対象外または補償額が減額となりうる主な場合

１．お客さまの故意、過失によって生じた被害の場合

（１）正当な理由なく、第三者にＩＤ・パスワード等を教えてしまった、あるいは「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」を使用するパソコンやパスワード生成機等、端末を第三者に提供・貸与した場合

（２）パソコン等が盗難にあった場合において、ＩＤ・パスワード等をパソコン等に保存していた場合

（３）当連合会が注意喚起している事項について、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にＩＤ・パスワード等を入力してしまった場合

２．お客さまの団体関係者の方が自ら行い、もしくは加担したことによって生じた被害の場合

３．当連合会および警察による被害調査にご協力いただけない場合

４．他人に強要されたことによる被害の場合

５．被害発生日の翌日から 30 日以内に当連合会へお届けいただけなかった場合

６．戦争・地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた被害の場合

７．お客さまに講じていただく以下のセキュリティ対策を実施いただいていない場合

（１）ワンタイムパスワードを用いた認証を行っていただくこと

➢ 都度指定による振込振替、振込振替先の登録・変更・削除取引においてワンタイムパスワードを用いた認証を行ってください。

（２）お客さまが上記（１）の他、当連合会が導入するセキュリティ対策を実施していること

➢ ご実施いただくセキュリティ対策つきましては、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」ホームページに「ご注意とお願い」を掲載しています。

➢ セキュリティ対策は順次追加し、実施をご案内させていただくことがございます。

（３）ご使用のパソコン（以下「パソコン」という。）の基本ソフト（ＯＳ）やインストールしているソフト等を最新の状態に更新していること

（４）パソコンの各種ソフトで、メーカーのサポート期限が経過したソフトを使用しないこと

（５）パソコンにウィルス対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼働していただくこと

➢ 当連合会では無償でウィルス対策ソフト「ＳａＡＴ Ｎｅｔｉｚｅｎ」をご提供していますので、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」ホームページよりダウンロードのうえご利用ください。

（６）パスワードを定期的に変更していただくこと

（７）当連合会が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用しないこと

以上